

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

(4) ウ	施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 指定管理者制度の見直し	<取組所管> ・取組：局・室
----------	--	-------------------

□ 3年間の取組と成果の総括

・経済性にも重きを置きつつ競争性の向上を図るとともに、事業者からの積極的かつ柔軟な発想による提案を受けるため、ガイドラインの改正を行い、平成 25 年度・26 年度に選定を実施したすべての施設において改正ガイドラインを適用し、応募に関する参入障壁の排除や競争性向上を図った。

□ 3年間の取組状況

・平成 24 年 3 月に経済性にも重きを置いた配点に変更したガイドラインを、平成 24 年度に選定したすべての施設において適用するとともに、以下の取組を試行実施した。

- ・募集期間の拡充（2 か月程度）実施
- ・契約管財局による選定委員会委員選任の一括実施

上記の取組に加え、制度に関する情報の共有化や募集要項等の表現の統一化のため

- ・契約管財局による指定管理者の募集要項の事前確認と調整
- ・全庁的な情報共有のための「指定管理者制度事務連絡調整会議」の設置・開催を実施した。

・平成 24 年に試行実施した取組の効果をふまえ、競争性の向上を図るとともに、一層の公募条件の工夫等が行えるよう、以下の点について、平成 25 年 3 月にガイドラインを改正し、平成 25 年度以降に選定を実施したすべての施設（196 施設）において適用した。

- ・原則募集期間の延長（5 週間 → 2 か月程度）
- ・本市が応募者に対して求める基本的な業務の水準や具体的な業務内容等について、募集時の資料等で明確にするとともに、施設設置の政策目的や目標、成果等の明記
- ・経営や雇用の安定化等を目的として、原則的な指定期間を 4 年から 5 年に延長
- ・応募者から、積極的かつ柔軟な発想による業務の提案を受けられるよう、自主事業等について規定
- ・選定基準の配点幅の再度の見直し
- ・応募者が少ない場合の原因調査の規定

※選定会議等の委員については、効率的な事務執行を図るため、契約管財局による一括実施から委員構成を契約管財局と施設所管所属との間で協議のうえ所属で選任する方式に再構築

【取組の実施状況】 A

□ 成果目標の達成状況

目 標	実 績	評価区分
改正ガイドラインの全ての対象施設への適用（平成 24 年度選定作業予定 約 40 施設）	改正ガイドラインを全ての対象施設に適用	①

□ 課題と今後の方向性

・今後も引き続き改正ガイドラインの全施設での適用に取り組むとともに、多数の事業者の応募が可能となるよう、また、一層の民間事業者のノウハウが活用されるよう事業者へのヒアリング実施などによる課題の把握や解消に努めるなど、ガイドラインの取組を徹底し、より一層の競争性の向上を図る。

※「実績」欄の平成 26 年度決算額は見込額。

【評価区分の凡例】

〔取組の実施状況〕 A：実施できた B：一部に実施できない取組があった C：実施できなかった
〔成果目標の達成状況〕 ①：成果目標を概ね達成できた ②：成果目標を達成できなかった